

番号	項目	質 問	回 答
1	申込み	申し込みはどこにするのか。直接施設にするのか、市にするのか。	・介護保険制度は契約が原則ですので、直接施設にさせていただきます。市では受付しません。
2	申込み	申請者の欄、入所申込者の欄には、だれの名前を書けばよいのか。	・申請者の欄は、実際に事務手続きを行う方、ご家族の名前を書いてください。 ・入所申込者の欄は、実際に入所される方、ご本人の名前を書いてください。なお、情報提供に関する同意確認欄には、入所申込者本人の名前を記入してください。
3	申込み	要介護認定中だが申し込みできるのか。	・要介護度が確定しないと点数化できないため、新規申請中の方は、原則として、その結果を待って申し込みをしていただきます。 ・すでに認定を受けている方(要介護3以上)、変更申請中、更新申請中の方については、現行の要介護度で入所申込みを行い、新しい認定結果が出た段階で、その要介護度を施設にお知らせください。要介護1又は2の方は、施設にご相談ください。 ※自立、要支援の方は、介護老人福祉施設の申込みはできません。
4	申込み	複数施設への申し込みはできるのか。	・複数施設への申し込みは可能です。
5	申込み	現在は入所の必要はないが、必要になった時のために、あらかじめ申し込みをすることはできるか。	・入所は申し込み順ではありません。 ・入所指針の運用の目的が必要性の高い方が円滑に入所していただくことにあることから、指針では「入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、順位を繰り下げ、再度の辞退があったときは入所申込者名簿から削除することができる」となっていますので、申込者の都合により2度、辞退があった時は、施設側が申込者名簿から削除する場合があります。
6	申込み	申し込みの際に必要なものは何か。	・以下のものをご用意ください。 ①介護老人福祉施設入所申込書兼調査票 ②直近3カ月分のサービス利用票及び別表の各写し ③印鑑 ・なお、郵送のみの申請しか受付ない施設などがありますので、具体的な申込み受付方法については、必ず当該施設に確認の上、申込みください。
7	申込み	「サービス利用票の写し」と「サービス利用票の別表の各写し」は、どうやって取り寄せるのか。	・入所申込時に「サービス利用票の写し」と「サービス利用票の別表の各写し」が必要になりますが、これはケアマネジャーから取り寄せてください。

番号	項目	質問	回答
8	申込み	「要介護認定第一次判定結果の写し」とは、どのような書類か。	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護認定のため調査員が調査した基本調査結果の写しのことです。</li><li>・申込書の「情報提供に関する入所申込者本人の同意欄」に同意があれば、施設が市役所に直接請求し取り寄せます。ただし、武蔵野市に転入してから6ヶ月間は、前住所地から認定情報をとりよせることになります。</li></ul>
9	申込み	武蔵野市の入所指針に基づいた申し込みができる施設はどこですか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・次の介護老人福祉施設です。</li><li>(市内) 吉祥寺ナーシングホーム、ゆとりえ、武蔵野館、親の家、ケアコート武蔵野、さくらえん、とらいふ武蔵野</li><li>(市外) 緑寿園、サンメール尚和、まりも園、めぐみ園、こもればの郷、小松原園、新清快園</li></ul>
10	申込み	複数施設に申し込みをする際に、武蔵野市の入所指針を使用している施設には記載した申込書等をコピーして使っていいのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・コピーして使用することも可能です。あて先欄、署名、押印欄を空白にしてコピーし、提出時に申込施設名を記入、署名、押印の上、提出してください。</li></ul>
11	申込み	変更届は必ず出さなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・指針では「本人の状況（要介護度、他施設入所等）や介護者の状況が変化した場合、施設に変更届を提出するものとする」とされていますので、変化があった場合は、施設にご連絡ください。</li><li>・また、原則として年に1回現況について施設から照会をいたします。</li><li>・現況に変化がない場合に限り提出の必要はありません。提出がない場合は変更なしと判断させていただきます。</li></ul>
12	申込み	申込みの取り消しの方法は？	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込みをしている施設に直接取り消しの連絡を行い、取下げ届を提出してください。</li></ul>
13	入所評価	選考者名簿の順位を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・順位についても必ず公開するものではありません。各施設の判断になります。</li><li>・他の申込者の動向の変化等によって入所順位は常に変動します。そのため順位のお問い合わせについては、「概ねどの程度の位置にあるか」「おおよそ〇〇点」などのお答えにとどまるのが一般的です。</li></ul>
14	入所評価	選考者名簿で同じ点数の人が複数いる場合、入所順位は申込みの日の早い人が順位は高いのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・同じ点数の人が複数いる場合は、各施設の検討委員会の判断で順位がつけられます。</li></ul>

番号	項目	質問	回答
15	評価基準 <概要>	どうしてこの4項目で勘案するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第104号省令解釈通知の「2. 入所の必要性の高さを判断する基準について」に基づき、「本人の状況」「介護の困難性」「居宅サービス等の利用率」の3項目を設定しました。また3項目以外で判断できない事由も勘案するため「緊急度等の特別な事由」を加え、以上4項目で勘案します。</li> </ul>
16	評価基準 ①本人の状況	変更申請で要介護度が変わった。点数も変わるはずだがどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届を申込施設に提出してください。</li> </ul>
17	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」で複数の項目に該当する場合はどうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「主たる介護者の状況」は複数回答は可能です。該当する項目すべてにチェックをお願いします。施設は配点の最も高い項目を選択し判断します。その他の適応項目を勘案すべきと判断した場合、別途記入欄に記載し「4：緊急度など特別な事由」で加算される場合もあります。</li> </ul>
18	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢に「身寄りがいない」とあるが「身寄り」とはどの親族までか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>二親等以内の親族・家族をいいます。父母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・孫などです。</li> </ul>
19	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢に「介護者が遠方」とはあるが、「遠方」とはどこまでか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる介護者が被介護者を介護する際、移動に2時間以上かかる距離におり、介護とその往復に1日程度かかってしまうような場合をいいます。</li> </ul>
20	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢にある「介護者が高齢者・障害者または疾病があり在宅療養中」という定義はどの程度のものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>この評価基準での「高齢者」とは満70歳以上をいいます。一般的に（老人福祉法上）高齢者は65歳ですが、疾病発生率などを勘案して70歳を基準にしました。</li> <li>「障害者」とは、原則として身体障害者手帳4級以上の所持者等をいいます。精神障害者などもこの項目を準用します。</li> <li>「疾病」とは、その疾病により療養が必要なものをいいます。従って治療を受けることにより日常生活に支障がないような場合は該当しません。</li> </ul>
21	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢に「介護者が育児中」とあるが「育児」の対象はどこまでか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護者が育児中」とは、小学生未満の乳児・幼児を養育している場合をいいます。（児童福祉法上、乳児とは1歳未満のもの、幼児とは1歳以上小学生未満のもの）</li> </ul>
22	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢に「介護者が育児中」なおかつ「複数の介護者がいる」の対象はどこまでか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児中」いわゆる小学生未満の乳児・幼児を養育し、なおかつ「複数の介護者」とは、障害者等満70歳以上の高齢の両親及び親族等または障害者等ダブルケアしている場合をいいます。</li> </ul>

番号	項目	質問	回答
23	評価基準 ②介護の困難性	入所申込書の「主たる介護者の状況」の選択肢に「介護者が就業している」とあるが、アルバイトでもいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護者が就業している」とは、週20時間以上就労している場合をいいます。常勤か非常勤かは問いません。パートタイマーでもアルバイトでも勤務形態に関わらず、週20時間以上の方は適用します。</li> </ul>
24	評価基準 ②介護の困難性	「介護の困難性」で点数化が難しい部分はこうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる介護者の介護期間が3年以上の長期にわたっている場合等特別な事由として配慮し、点数に加算されます。この場合に、主たる介護者が変わっても通算されるものとします。</li> </ul>
25	評価基準 ③居宅サービス等の利用状況	居宅サービスの利用率がわからない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービスの利用率とは、サービス利用票別表に基づく区分支給限度基準額（単位）とサービス利用単位の割合です。区分支給限度基準額（単位）は要介護度別に決められたサービスが使える単位の限度です。サービス利用単位はケアマネジャーに問い合わせてください。</li> <li>入所申込時に「サービス利用票の写し」と「サービス利用票の別表の各写し」が必要になりますが、これはケアマネジャーから取り寄せてください。</li> </ul>
26	評価基準 ③居宅サービス等の利用状況	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム、養護老人ホームに入所している場合は、どう加算してもらえるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人保健施設・医療機関等の入所・入院者と同じ扱いになります。ただし、施設に入所しながら、特定施設入居者生活介護サービス以外の居宅サービスを利用している場合で、その利用率が80%を超える場合には、居宅サービス等の利用状況により評価します。</li> </ul>
27	評価基準 ③居宅サービス等の利用状況	介護保険制度適用ではないケア付きの住宅に入所して、順番待ちをしている場合にはどう考慮されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅扱いになりますので、要介護認定を受け外部からの居宅サービスを利用していれば、その居宅サービスの利用状況で加算されます。</li> </ul>
28	評価基準 ③居宅サービス等の利用状況	要介護者が気難しくなかなかヘルパーになじめない等の理由で居宅サービスの利用ができない。そのため、なるべく居宅サービスを利用せずに、家族介護でがんばっている。評価基準には、家族介護など総合的なサービス量を反映させることはできないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービスの利用状況については、第104号省令解釈通知「指針の作成・公表に関する留意事項」「2. 入所の必要性の高さを判断する基準について」に「居宅サービスの利用に関する状況」が規定されており、それに基づいて本市として評価基準に位置付けました。</li> <li>市の評価基準は、①本人の状況（要介護度等） ②介護の困難性 ③居宅サービス等の利用状況 ④緊急度等の特別な事由 を総合的に評価するため、評価基準の①②③④の個別の項目の得点の高低だけによってのみ左右されるものとは限りません。</li> <li>左記のような事由については、申込者が入所申込書内の「主たる介護者の状況」の自由記載欄や「その他特記すべき事項」に介護の手間や困難性について記入することで、「4. 緊急度など特別な事由」で勘案される場合があります。</li> </ul>
29	評価基準 ④緊急度など特別な事由	特別な事由として挙げられる例に該当していた場合、どの施設でも加算がされるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>挙げられている例に該当する場合でも、特別な事由として加算するかどうかは、各施設が判断します。</li> </ul>

番号	項目	質問	回答
30	一般質問 (制度改正)	特別養護老人ホームの入所に関する基準をなぜ見直すのか。	介護保険制度の改正に伴う見直しにより、平成27年度から、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するため、武蔵野市では、この機会に現行の入所に関する基準を見直します。
31	一般質問 (制度改正)	平成27年4月以前に特別養護老人ホームに入所申込みをしています。新しい申込書で再度提出する必要があるか。	すでに申込みされた方は、原則新しい申込書で提出し直す必要はありません。ただし要介護1又は2に改善された方で引き続き入所を希望される場合は、特例入所要件に該当している必要がありますので、施設へご相談の上、新しい申込書でご提出をお願いします。
32	一般質問 (制度改正)	要介護1又は2の人は、特別養護老人ホームに入所することができなくなるか。	国は平成27年度から施行される介護保険法において、特別養護老人ホームを在宅での生活が困難な中重度（要介護3以上）の要介護者を支える施設としました。しかし、要介護1又は2の方に関しても特例基準に該当する場合は入所対象者となるため、申込みいただくことができます。特例基準については武蔵野市介護老人福祉施設入所指針をご覧ください。